

令和7年1月第183回定例 農業委員会総会議事録

令和7年1月10日（金）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第719号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題720号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第721号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第722号	土地改良事業参加資格交替の申出について
議第723号	農用地利用集積等促進事業(案)について

報告第442号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第443号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第444号	その他の専決報告について

開会 午後１時３０分

事務局長

委員の皆様、新年あけましておめでとうございます。本日は雪の中ご出席いただきありがとうございます。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和７年１月第１８３回定例総会の開会をお願い致します。本日は事務局の他に農転の関係で安土コミュニティエリア整備推進室の室長●●と●●が出席しております。質問等ありましたら対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、会議規則第５条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願い致します。

議 長

皆様、改めましてあけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

議 長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員２２名、欠席の届出２名（２４番●●●●委員、６番●●●●委員）より、会議規則第４条第２項による欠席の届出がでております。

会議規則第６条により、委員の過半数が出席しておりますので、１月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、令和７年１月第１８３回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第１ 会議録の署名委員の指名ですが、
７番●●●●委員
８番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第２ 議案の上程に入ります。
議第 ７１９ 号 農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明

を求めます。

事務局

議第719号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。地図につきましては前方のモニターをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも畑、登記面積340㎡の内170㎡、世帯の経営面積、貸人6.6アール、借人0アールで今回の申請面積1.7アールとなります。貸人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、借人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、管理困難、借受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

番号2、土地の所在地●●番の一部、登記地目、現況地目とも畑、登記面積340㎡の内170㎡、世帯の経営面積、貸人6.6アール、借人7.8アールで今回の申請面積を合わせますと9.5アールとなります。貸人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、借人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、管理困難、借受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。番号3、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,117㎡、世帯の経営面積、渡人15.9アール、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、同じく番号4、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積639㎡、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積401㎡、世帯の経営面積、渡人10.4アール、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、以上3筆の受人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●●、経営面積7.1アールで今回の申請を合わせますと28.6アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、円山町●●番、登記地目、田、現況理目、畑、登記面積1,738㎡、同じく円山町●●番●、登記地目、

田、現況地目、畑、登記面積185㎡、世帯の経営面積、渡人38.3アール、受人0アールで今回の申請面積19.2アールとなります。渡人につきましては、円山町●●番地、●●●●、受人につきましては、円山町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、譲渡人の希望で既に当該地を借りてオーガニック農業をされております。

番号6、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積103㎡、世帯の経営面積、渡人7.9アール、渡人につきましては、東近江市八日市野々宮町●番●●号、●●●●、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積197㎡、世帯の経営面積、渡人2.0アール、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、以上2筆の受人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、世帯の経営面積5.5アールで今回の申請面積を合わせますと8.5アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

番号7、土地の所在地、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積82㎡、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積148㎡、世帯の経営面積、渡人91.3アール、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積105㎡、同じく西宿町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積56㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積92㎡、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、122㎡、世帯の経営面積4.0アール、渡人につきましては、上田町●●番地●、●●、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積119㎡、世帯の経営面積、渡人1.2アール、渡人につきましては、彦根市地蔵町●●番地●●、●●●●、以上7筆の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、世帯の経営面積248.3アールで今回の申請を合わせますと255.5アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。先月申請があった場所につきましては、紫色で塗りつぶしたところでございまして、今回何筆か残っているところを青色

で示しています。一体利用で栗を栽培されるということでございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

少し補足させていただきますと、●●さんの案件ですが、新規就農という形ですが、昨年農耕馬の話があったと思いますが、この方ですて、一生懸命耕作されています。また、この近くでも自然農法でされておられる方がおられお互い協力しながらされていることを確認しております。

委 員

（特になしの声）

議 長

それでは質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 719 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 720 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 721 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第720号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、2とありますが、同様の申請のため一括で説明させていただきます。

番号1、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積287㎡、申請人につきましては、加茂町●●番地●、●●●●、続きまして、番号2、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積78㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積82㎡、申請人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は、造成された時期は不詳ですが、すでに住宅敷地として利用されております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第721号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年1月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積3,354㎡の内1,668.28㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積931㎡の内807.08㎡、同じく安土町下豊浦●●番●の一部、登記地

目、現況地目とも田、申請面積700㎡の内614.62㎡、同じく安土町下豊浦●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積500㎡の内440.58㎡、安土町下豊浦●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積931㎡の内818.85㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,047㎡の内915.76㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積957㎡の内837.49㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積956㎡の内833.88㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,788㎡の内1,547.46㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積277㎡の内62.31㎡、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積3,000㎡の内2,580.96㎡、渡人につきましては、野洲市長島●●番地、●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積959㎡の内219.65㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,354㎡の内177.43㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部登記地目、現況地目とも田、申請面積664㎡の内48.85㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,280㎡の内98.13㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,594㎡の内1,169.86㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積634㎡の内474.24㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、同じく土地の所在地、安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,201㎡の内2,048.42㎡、同じく安土町下豊浦●●番、

登記地目、現況地目とも田、申請面積450㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地●、●、●●●●、同じく、安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,100㎡の内1,044.93㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,450㎡の内1,202.82㎡、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積3,000㎡の内2,498.53㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,048㎡の内1,656.57㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、同じく安土町下豊浦●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,428㎡の内474.98㎡、渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、以上24筆、合計22,691.68㎡の受人につきましては、桜宮町236番地、近江八幡市、市長、小西理、申請地は、安土町下豊浦地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、売買です。転用目的は、安土コミュニティエリア整備事業です。安土コミュニティエリア整備事業とは、市の総合計画において推進する事業として位置付けられており、小学校・コミュニティセンター・放課後児童クラブ等を一体整備し、災害時には、学区の地区防災拠点として避難所、備蓄倉庫、物資・医療・ボランティア拠点として機能を果たすもので、市内11学区の8地区目の整備となります。当該地については、令和6年9月27日付けで土地収用法による事業認定の告示がなされたことから、本整備の大部分において農地法第5条第1項第1号の規定に該当し、指定市町村が整備するものは許可不要となりますが、同法施行規則第25条第1号から5号までの施設は除くと規定されていることから、今回の申請は、「安土小学校」と放課後児童クラブである「安土こどもの家」の整備について、申請があったものです。

転用許可に係る立地基準については、原則、農振農用区域内農地では転用が認められないところですが、先に述べました収用告示に係る事業の用に供されるための権利の取得であるため、農地法第5条第2項ただし書により、不許可の例外となります。

土地の造成については、外周道路の道路工事を含めて1.5m盛土

を行い、周囲には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、敷地外周に側溝を設置し、全て調整池に集水されます。調整池からの排水は、ポンプアップにより排出し、申請地東側の既存水路に流出量を制限しながら放流し、最終一級河川安土川に放出する計画です。なお、放流に関しては地元土地改良区の同意を得られています。

関係法令としては都市計画法第34条の2の規定による開発協議は、市開発調整担当部局との間で進められており、協議の成立と農地転用許可を同時処理する予定です。また、今月17日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となり、その後、本件は許可不要の箇所も含め転用面積が4haを超えることから、農地法附則第2項の規定により、農林水産大臣と協議することになります。

最後に、許可後については、土地の造成工事に約1年間、その後各建築物の建築工事に着手されることとなっており、令和9年12月の完成を予定されております。

続きまして、番号2、土地の所在地、加茂町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積989㎡の内550㎡、貸人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、借人につきましては、加茂町●●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫及び農業用資材置場で、経営面積の拡大により申請地の隣接で使用している農業用倉庫等が手狭となったことから、今回拡張されるために申請されたものです。本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、令和6年11月21日付けで農振軽微変更がされ、農用地利用計画に指定された用途であるために例外的に許可し得るものであります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積62㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。

転用目的は、露天資材置場で、先月の総会にお諮りしました資材置場の隣接地に1筆農地が残っていたことが判明したために追加で申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積434㎡、渡人につきましては、長田町●●番地●、●●●●、受人につきましては、長田町●●番地、●●●●、代表役員、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、寄附です。転用目的は、露天駐車場で、現在申請地隣接で使用している駐車場が手狭になっており、法要等の際に駐車場が不足していることから今回申請されました。令和6年10月24日に農振除外されており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、安土町石寺●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積109㎡、同じく安土町石寺●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積466㎡、渡人につきましては、野洲市小篠原●●番地●、●●●●、同じく安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積99㎡、貸人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町石寺地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、●●さんとは売買、受人の父親である●●さんとは使用貸借です。転用目的は、露天資材置場で、現在使用している資材置場が手狭になったことから、自宅近くにある当該地を申請されたものです。第1種農地は、原則、転用は認められませんが、申請に係る周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外的に認められるものです。一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

議第 720 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、

委 員

許可をすることについて、及び、議第 721 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 9番●●●●委員、よろしくお願いします。

ぎだい

去る、12月27日に、議第 720 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 721 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて10番●●●●会長、21番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

かいはつ

事務局から説明がありましたとおり、地元ならびに開発調整部局とも協議されており、外周道路により分断されていることから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に番号2の案件です。ようへき

隣接農地との境界には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、敷地内に側溝を新設し、集水桝より水路に放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に番号3の案件です。

周辺に農地がないことから問題ないと考えます。

次に番号4の案件です。

造成は整地程度であり、土砂及び雨水の流出はないと考えられることから、周辺農地への影響はないと考えます。

最後に番号5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請2件、第5条許可申請5件、計7件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたし

	ました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。
議 長	ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	学校の案件ですが、集水桝に集めるということですが、大雨が降りポンプ能力を超えてしまうようなことはないのでしょうか。アンダーパスでもポンプアップしているが水がついてしまいます。全部の水を集めてポンプアップ出来る能力はありますか。
安土CA推進室	今ご質問いただいた件ですが、このエリアにつきましては、もともと田んぼが持っていた保水能力が、安土川に最終流れますが、その許容量を水利計算しまして流せる水の量が最終排水に出るところで絞りますが、県の基準の水利計算によって調整池の大きさも決まっています、これで大丈夫ということです。確かに横の地下道のところで水が溜まるとか過去にそういったことがありましたが、今回水利計算によりまして、この調整池で十分カバー出来るということです。
委 員	流される先は土地改良区の排水ですよ。農地の分の排水で既存の分が作られているので、田んぼの場合は保水力がありいっぺんには流れない、今回の場合全部集めてポンプアップして流される、周りの農地に支障はないと言われますが、そういう懸念はないのかなと、私の近くに「きてかーな」がありますが、同じように集水は下にしていますが、雨が降ると水がついているので少し懸念を感じましたので。
安土CA推進室	この調整池をもちまして、これまで田んぼが排水していた流下能力を上回らないように絞って出しますので、ご心配いただいているところはありますが、以前の田んぼより排水能力は使っています。
議 長	この案件は常設審議会に諮りますが、今言われたような質問が委員の中からも出てこようかと思えます、出来ましたら数字的なものが開示できるなら示していただいた方が理解してもらいやす

	いのかなと思います。
委 員	県の基準を使って水利計算をされていると思いますが、ここ数年すごく大雨が降っていますので、県の基準ではなく近年の雨の降った基準でも確認しておかないと想定外でしたでは困りますので確認はしておいてください。もう一点、造成中の排水はどうなりますか。その辺の確認もお願いします。
安土CA推進室	まず一点目ですが、今回開発申請の方で、雨水、排水については、県の流域政策局と協議をいたしまして池の大きさについては協議中でございます。これについては基準がございますので、その基準に沿って水利計算しておりますのでご了承いただきたいと思います。二点目につきましては、調整池のところを、いったん土砂貯めとして施工中も調整池で調整しまして、周辺の農地に支障がないように対策させていただきます。
議 長	他にございませんか。 質問も意見もないようですので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。 安土コミュニティエリア推進室の方はここで退出されます。ありがとうございました。
議 長	それでは、次に、議題 722 号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議第722号 土地改良事業参加資格の申出についてを説明をさせていただきます。 このことについて、土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありました

ので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和7年1月10日、近江八幡市農業委員会会長●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認2件です。

こちらは、国営湖東平野土地改良事業（農業用排水）、県営湖東平野1期地区土地改良事業（農業用排水）、愛知川沿岸土地改良区の行う土地改良事業に参加するための資格交替になります。

以上ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 722 号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。

議 長 それでは次に
議第 723 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第723号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。

上記の議案を提出する。令和7年1月10日、近江八幡市農業委員会
会長、●●●●。

今回は、耕作者の変更が11ページから13ページに記載の5
6件、地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件
が14ページから23ページの318件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号
1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定を受ける者、株式会社●●●●、野村町●●
番地●、権利の設定をする土地、水荃町●●、田、2,122㎡、設
定する権利については、賃借権、水田、令和7年3月1日から令
和13年12月31日までの6年10カ月、借賃につきましては、
10アールあたり10,000円でございます。

続きまして、新規の設定です。番号1、農地中間管理機構に権
利の設定をする者、株式会社●●●●、野村町●●番地、権利を設
定する土地、水荃町●●、田、2,115㎡、設定する権利、賃借権、
水田、令和7年3月1日から令和17年12月31日までの10
年10カ月、借賃につきましては、10アールあたり10,000円、
権利の設定を受ける者、株式会社●●●●、野村町●●番知●で
ございます。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい
ませんか。

委 員 10年契約されている方とかで、耕作者の方がなくなられたり
した場合、中間管理機構はどのような対応をされますか。

事務局 耕作者が亡くなられた場合については即答ができないですが、
預けておられる方が亡くなられた場合については、権利期間中は
耕作者の方に耕作していただくことは可能になります。例えば相
続人がいないという場合においても、その契約期間内は中間管理
機構と耕作者の契約は残っていますのでそのまま契約することが
できるとなっております。もし相続等が完了している場合にはい
ったん合意解約をして、もう一度契約を結ぶことも可能です。耕
作者が亡くなられた場合については後日回答させていただきま

す。

委 員

賃借料の支払い等はどうなりますか。

事務局

農地中間管理機構から地権者には必ずお支払いはされます。中間管理機構が耕作者に督促、催促をしていくことになります。所有者さんが亡くなられて、まったく相続人がいないという場合については、耕作者から中間管理機構は借賃をいただき、法務局に供託されると、万が一、相続人が現れればそのお金を支払われるというような契約になっています。

また、所有者不明農地となりますと、現耕作者の方が引き続き耕作をしたいということで農業委員会に申し入れをされますと農業委員会の方で相続人調査をさせていただいて、本当に誰もいないということで広告をし、誰もいないとなりますと、滋賀県農地中間管理機構に上げさせていただいて、そこで不明農地ということで承認いただければ、中間管理機構から耕作者に貸すという流れになります。その際、支払いのお金は耕作者が10年間分を一括で中間管理機構にお支払いいただき、中間管理機構は法務局に供託するという方法もございます。

議 長

他にございませんか。

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 723 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、次に報告第 442 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 443 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 444 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

報告第442号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町西老蘇●●番●、田、56㎡、受理日及び受理番号、令和6年12月9日、406番、届出人につきましては、安土町西老蘇●●、●●●●、代表清算人、●●●●、理由につきましては、農業用資材置場、番号2、土地の表示、安土町桑美寺●●番●、畑、135㎡、受理日及び受理番号、令和6年12月18日、407番、届出人につきましては、安土町上豊浦●●番地●、●●●●、理由につきましては、倉庫でございます。

続きまして、報告第443号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、上野町●●、山林、181㎡、受理日及び受理番号、令和6年12月19日、513号、渡人につきましては、上野町●●番地●、●●●●、受人につきましては、上野町●●番地●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。こちらは地目が山林ではございますが、現況地目が畑となっており、農地台帳に記載されている筆であるため届出が必要になります。

続きまして、報告第444号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和7年1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、すべて賃貸借契約の解除で合計23件ございました。

2、農地形状変更申出について、①友定町●●番、田、1,339㎡、を畑届、届出人につきましては、長田町●●番地●、●●●●

●、令和6年12月4日受理でございます。
以上報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第 442 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 443 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 444 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 183 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後14時30分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員